

令和3年3月スタート
(予定)

健康保険証の資格確認が オンラインで可能となります

～オンライン資格確認導入の手引き～

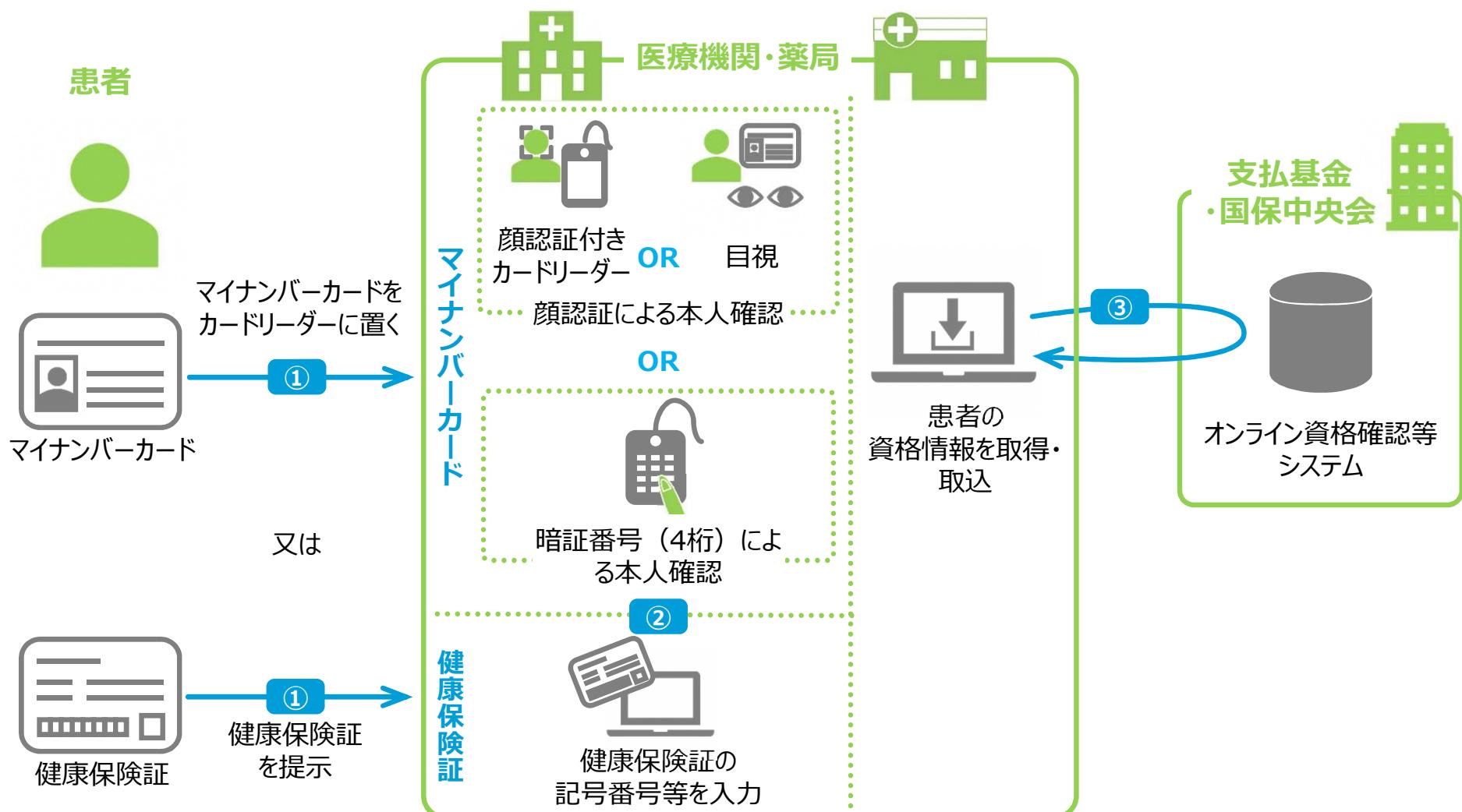
【医療機関・薬局の方々へ】

令和2年9月
厚生労働省保険局

1. オンライン資格確認とは ~ 資格確認は保険制度の基本 ~

オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができます。

令和3年3月からマイナンバーカードを持参し、保険資格の確認をする患者が増えてきます。全ての患者が診療等を受けられるよう準備をお願いします。



2. 医療機関・薬局で変わること①

資格の確認を確実に行うことは、保険制度の基本です。オンラインで資格を確認することにより、医療機関・薬局の窓口で、直ちに資格確認が出来るようになります。

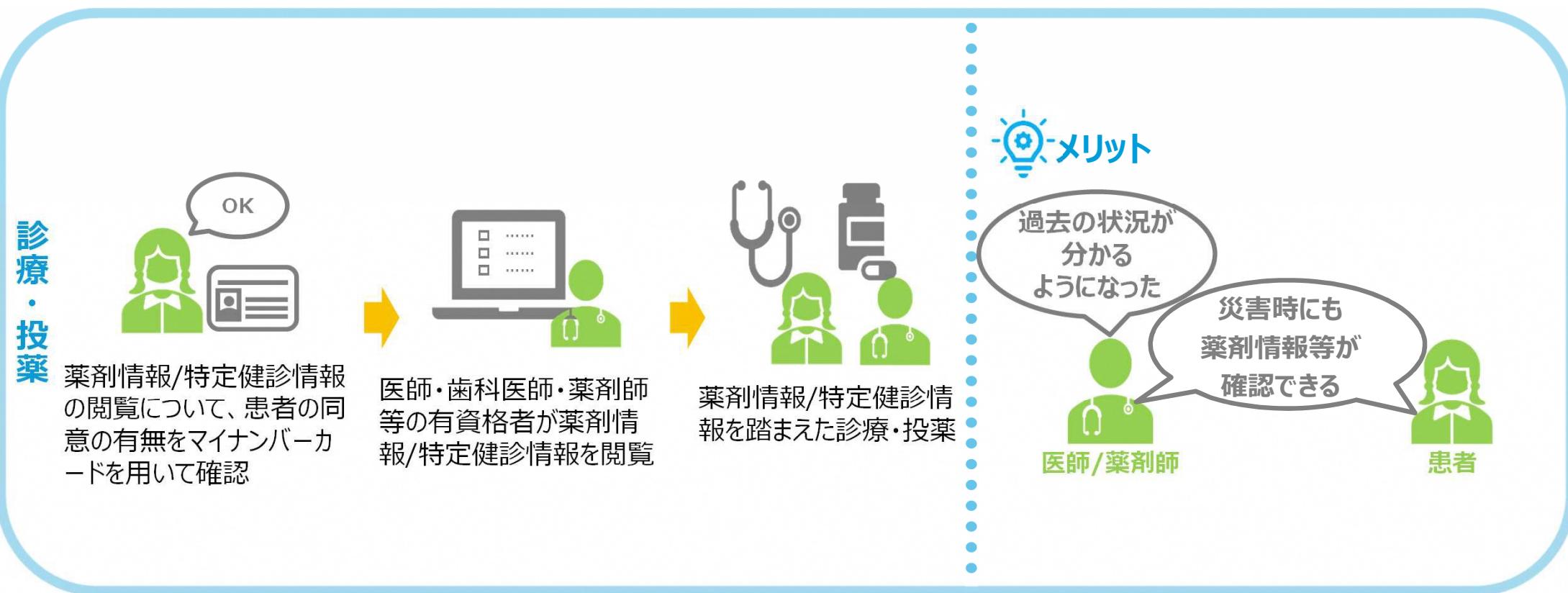
保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することが可能となり、レセプトの返戻も減ります。また、窓口の入力の手間が減ります。



※ 資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は令和3年3月時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

2. 医療機関・薬局で変わること②

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に提供することが出来るようになります。



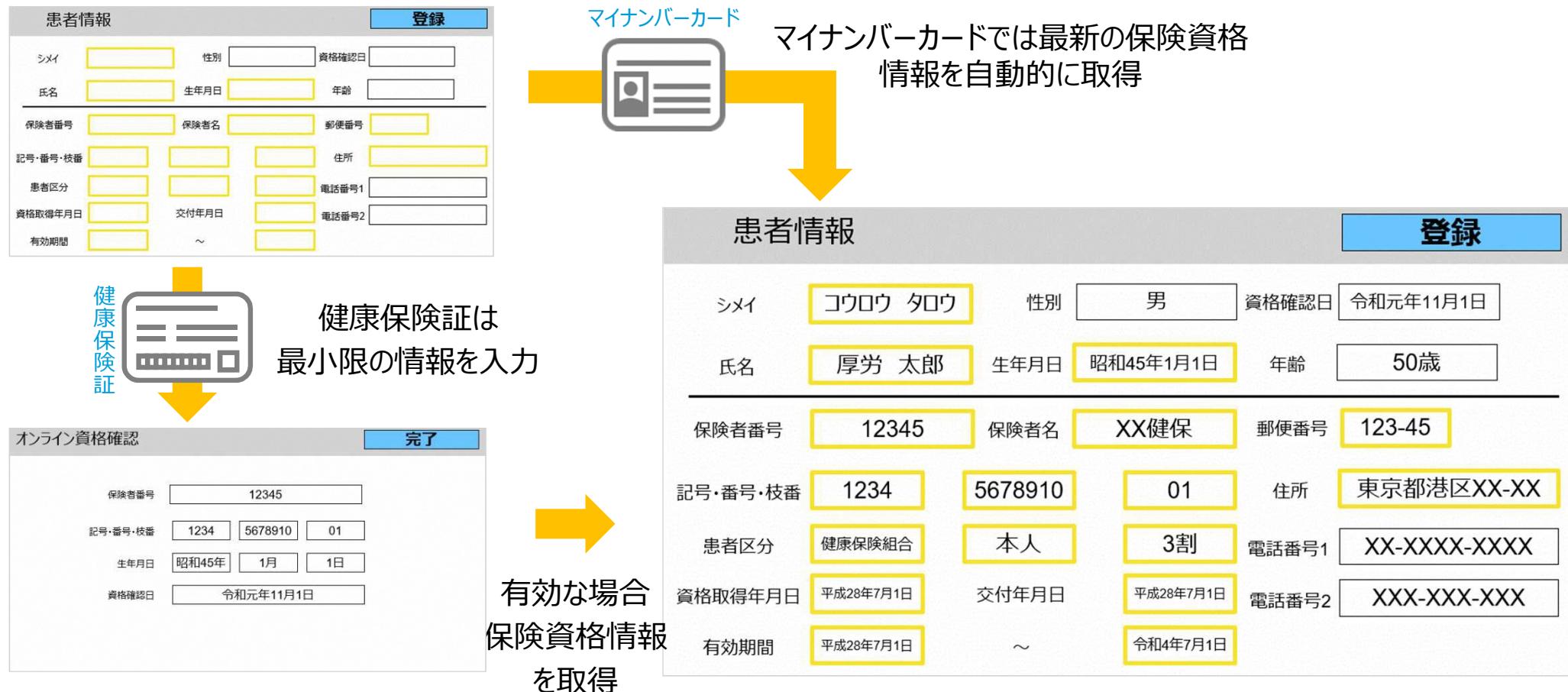
※薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。

※特定健診情報は、医療機関（病院・診療所）のみ閲覧可能となります。

3. メリット：保険証の入力の手間削減

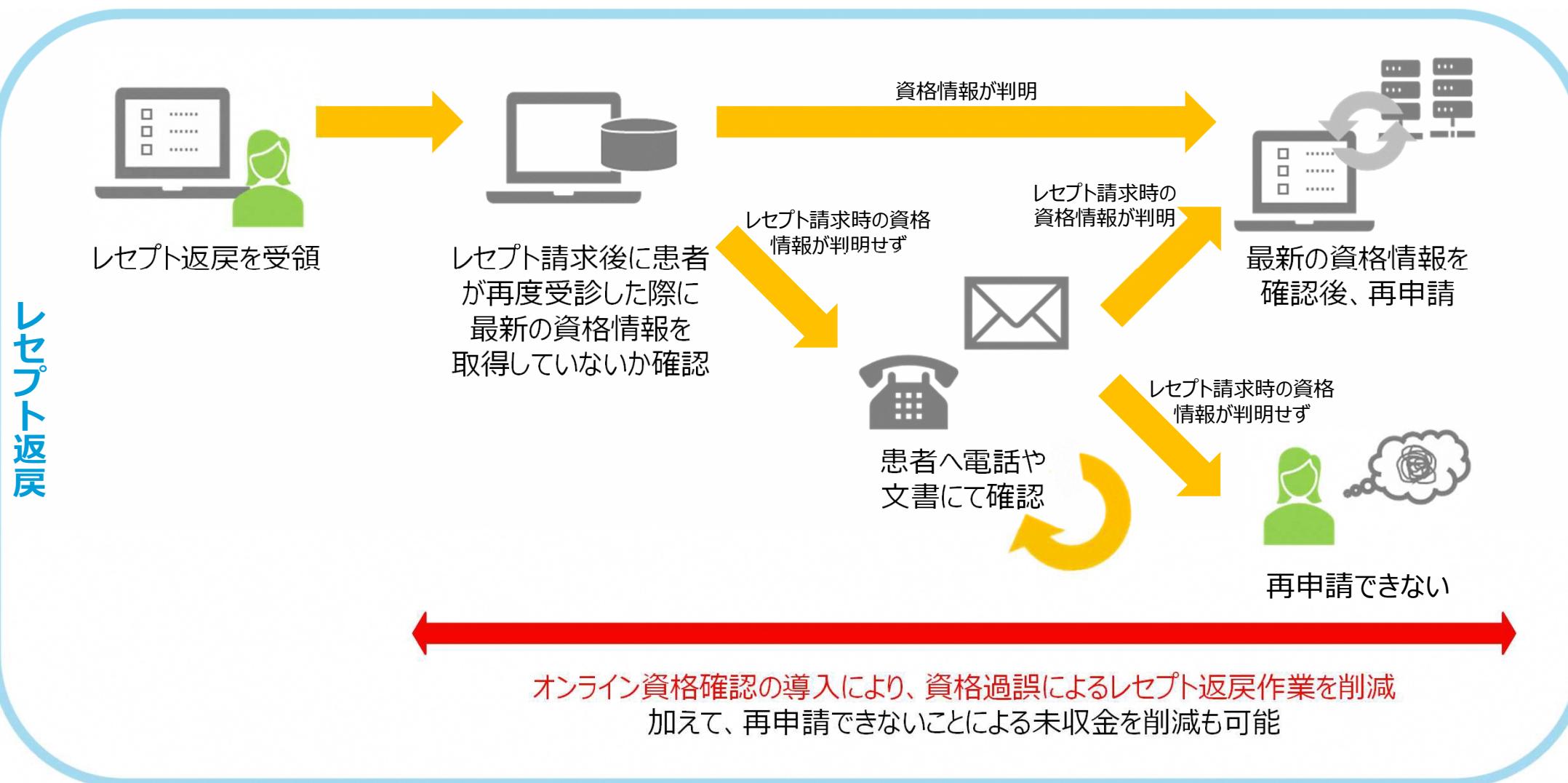
今まででは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等を医療機関システムに入力する必要がありました。

オンライン資格確認を導入いただければ、マイナンバーカードでは最新の保険資格を自動的に医療機関システムで取り込むことができます。保険証でも、最小限の入力は必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます。



3. メリット：資格過誤によるレセプト返戻の作業削減①

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が削減されます。



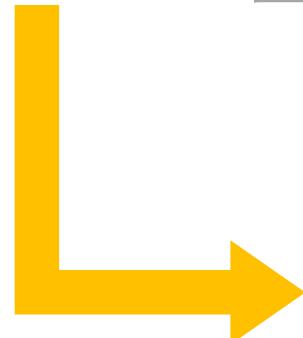
3. メリット：来院・来局前に事前確認できる一括照会

一括照会では、事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっているかを把握することができます。なお、確認した保険資格が資格喪失等により無効である場合、受付時に資格確認を行う必要があります。



照会したい患者の
リストを作成

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所
		記号	番号	枝番	
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx
...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x



健康保険証の
記号番号等で照会

※エラー：必須項目（個人単位被保険者番号等）に入力誤りがある場合等

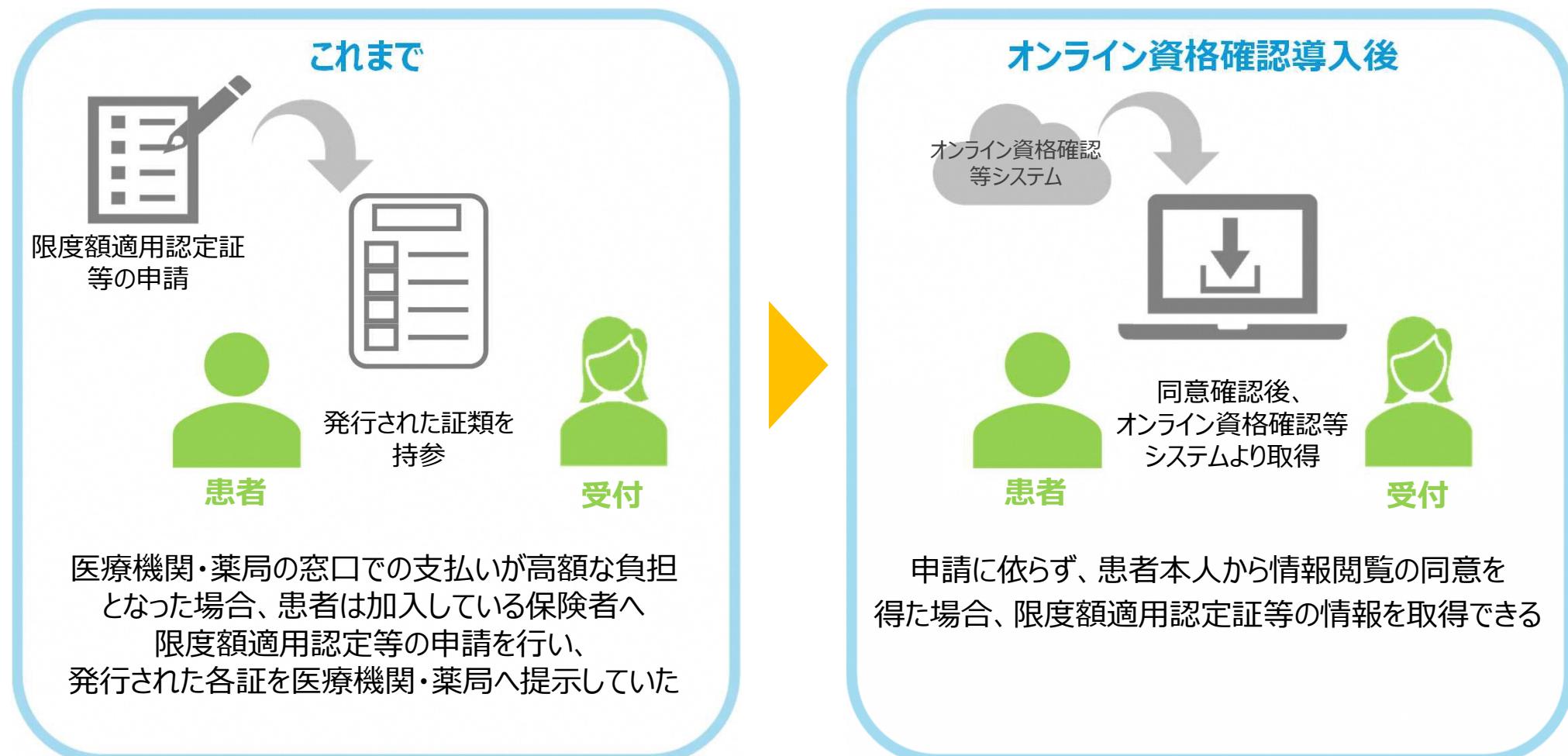
※無効：保険資格の有効期限切れにより失効している場合等

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所	資格確認結果
		記号	番号	枝番		
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x	有効
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x	有効
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx	エラー *
...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx	有効
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x	無効 *

3. メリット：限度額適用認定証等の連携

これまで限度額適用認定証等は加入者（患者）が保険者へ必要となつた際に申請を行わなければ、発行されませんでした。

オンライン資格確認を導入いただければ、加入者（患者）から保険者への申請がなくても、限度額情報を取得でき、加入者(患者)は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。

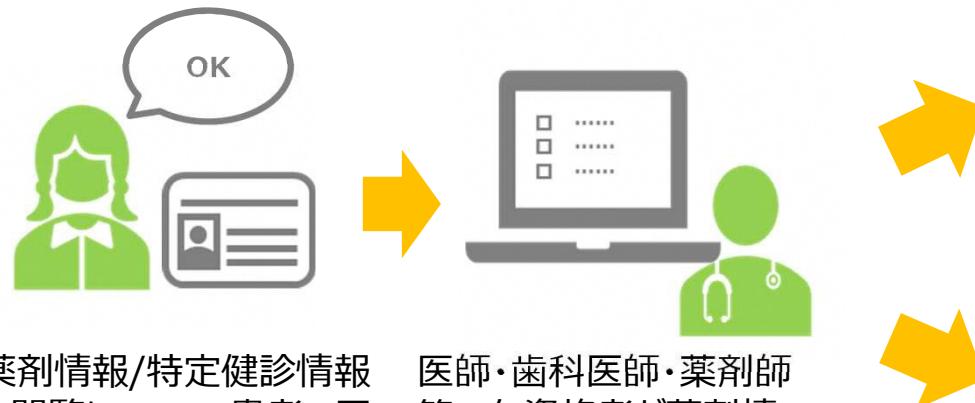


3. メリット：薬剤情報・特定健診情報の閲覧①

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の薬剤情報・特定健診情報を閲覧することができます。患者の意思をマイナンバーカードで確認した上で、有資格者等（薬剤情報は医師、歯科医師、薬剤師等。特定健診情報は医師、歯科医師等）が閲覧します。

※ 特定健診情報は令和3年3月から、薬剤情報は令和3年10月から閲覧可能

＜閲覧イメージ＞



薬剤情報/特定健診情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認

有資格者等とは

医師・歯科医師・薬剤師等のことを指している。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」より、医療機関・薬局にて有資格者等の識別を行い、アクセス権限の管理を行うこととされている。

薬剤情報						
氏名	厚労太郎		性別	男		年齢
診療月	入/外/調剤	処方箋の場合 処方箋の場合は 調剤日	内服/屯服/外用/ 注射	薬剤名（商品名）	薬剤名（一般名）	数量 回単位 数
10月	外来	-	内服	ガスターD錠20mg	ファモチジン錠	2錠 7
10月	外来	5日	内服	プロレス錠12.12mg	カンデサルタンシレキセチル錠	1錠 7
10月	外来	5日	外用	リブテロン-VG軟膏0.12%	ベタメタゾン・吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5g 1
10月	外来	5日	注射	アリナミンF10注	フルスルチアミン塩酸塩注射液	1管 1
10月	調剤	6日 6日	1日1回朝食後	内服	アーチスト錠10mg	カルペジロール錠
10月	調剤	6日 6日	-	内服	ロキソプロフェンNa錠60mg	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠
10月	調剤	18日 18日	1日3回食後	内服	ニフェジピンカプセル10mg	ニフェジピンカプセル
10月	調剤	30日 30日	1日1回夕食後	内服	エースコール錠2mg	テモカプリル塩酸塩錠
11月	入院	5日	-	内服	リラキサー錠250mg	クロルフェネシンカルボン酸エステル錠

薬剤情報：レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能

特定健診情報			
氏名	厚労太郎		性別
身体計測	身長	170.08	中性脂肪
	体重	63.6	HDLコレステロール
	腹囲	79.5	LDLコレステロール
	BMI	21.8	空腹時血糖
血圧等	血圧	67~106	HbA1C
	GOT(AST)	23	随時血糖
肝機能検査	GPT(ALT)	22	血清学検査
	LDH	160	CRP
			RF定量
			3未満

特定健診情報：医療保険者等が登録した5年分の情報が参照可能

3. メリット：薬剤情報・特定健診情報の閲覧②

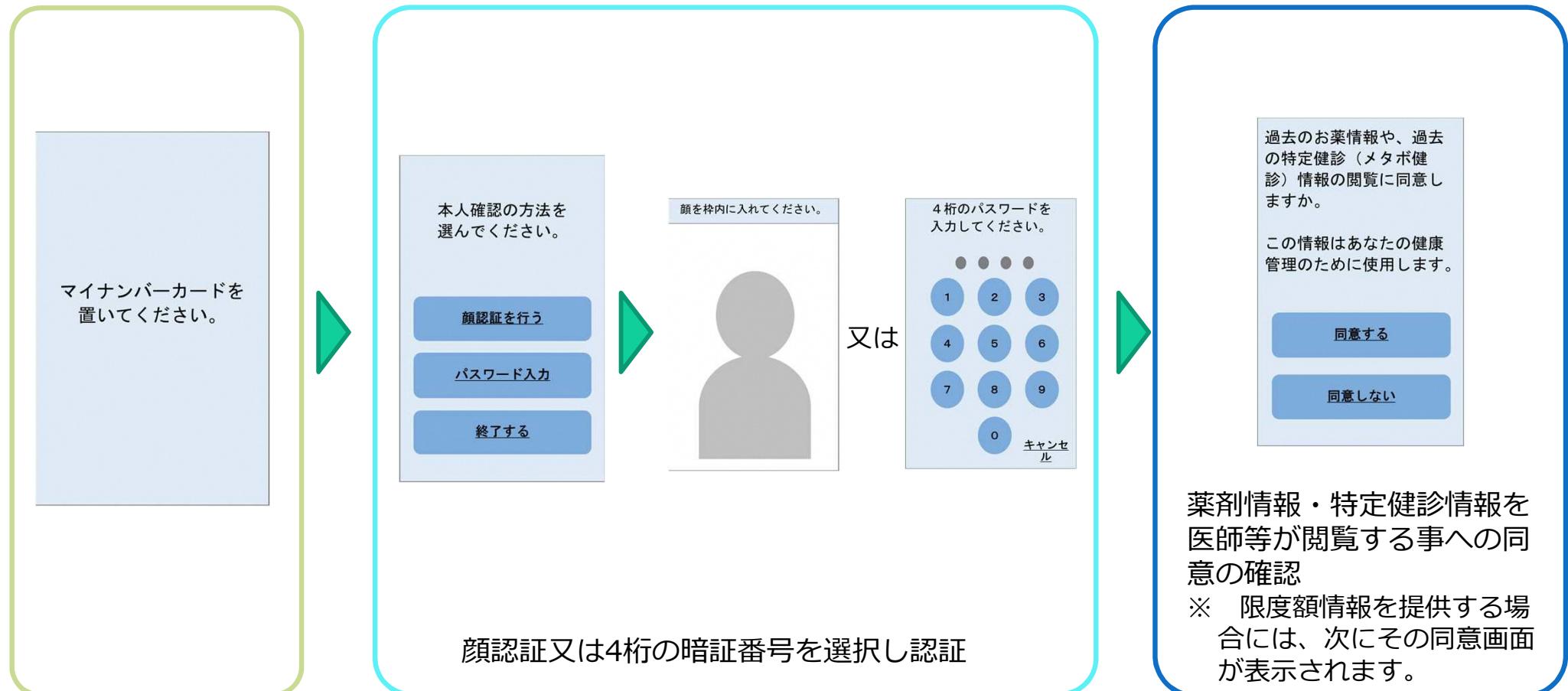
顔認証付きカードリーダーを用いて「同意の取得」を行います。

<ディスプレイの画面遷移>

カードの準備

患者の本人確認と資格確認の手続き

同意の確認手続き



※ 汎用カードリーダーの場合は、書面で同意をとります。

3. メリット：災害時における薬剤情報・特定健診情報の閲覧

通常時は、薬剤情報・特定健診情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られます。

災害時は、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報・特定健診情報の閲覧ができます。

災害時



災害時、厚生労働省保険局にて、災害の規模等に応じて医療機関・薬局の範囲及び期間を定める



特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認を不要とする



資格確認端末で照会

薬剤情報	
氏名	厚労太郎
性別	男
年齢	50歳
薬剤情報	（略）

特定健診情報	
氏名	厚労太郎
性別	男
年齢	50歳
特定健診情報	（略）

通常時と同様の画面が閲覧可能

4. 医療機関・薬局への補助

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供します。
- それ以外の費用（①マイナンバーカードの読み取り・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助します。

（補助の対象となる事業）

- ・オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ・オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局（大型チェーン薬局以外）
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用の 補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その <u>1/2</u> を補助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その <u>3/4</u> を補助
	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その <u>1/2</u> を補助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その <u>1/2</u> を補助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その <u>1/2</u> を補助		

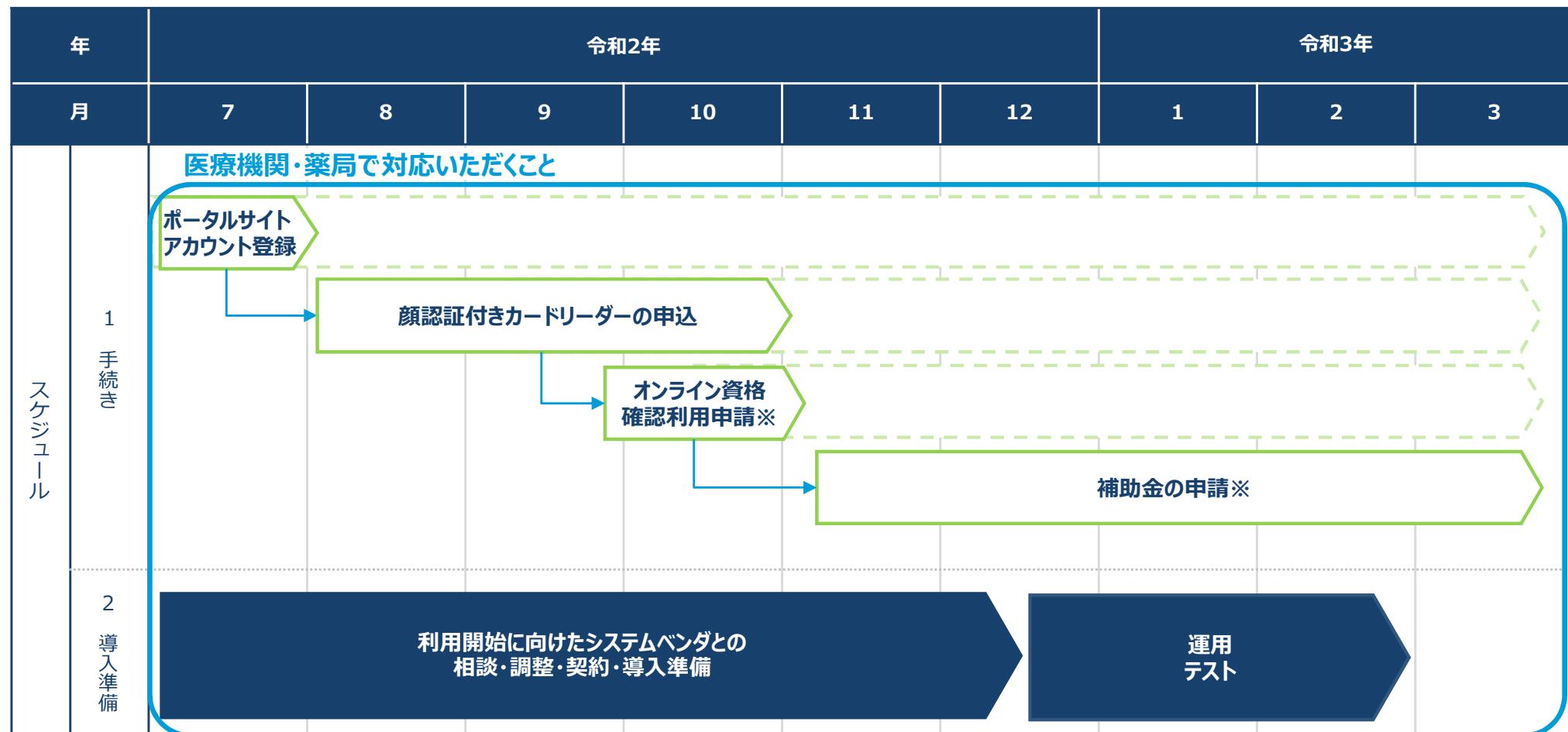
※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

5. 利用開始に向けた準備

オンライン資格確認に参加いただくには、「1 支払基金への申請手続き」と「2 システムベンダ等との相談・改修」の2つの作業が必要です。

「1 支払基金への申請手続き」については、まずはポータルサイトへのアカウント登録をお願いします。アカウント登録いただければ、その都度、必要な情報をお知らせします。

「2 システムベンダ等の相談・改修」については、まずは普段お付き合いのあるベンダの方等に相談いただき、見積りを取っていただくようお願いします。



※ オンライン資格確認利用申請・補助金の申請時期はアカウント登録されている方にはメールでお知らせします。

まずは、ポータルサイトにてアカウントの登録をお願いします。

オンライン資格確認に参加するかどうかまだ決めていない方も、まずはポータルサイトへの登録をお願いします。

最新の情報をお届けすることができます。また、このポータルサイトで必要な手続きを行うことが出来ます。

(※) 書面で申請された方もポータルサイトへの登録が便利です。必要な情報が受け取れるようになります！（二重申し込みになることはありません）

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

音声読み上げ ふりがな 表示色 A A A 文字サイズ 小 中 大
サイト内検索 Q キーワードを入力 検索

オンライン資格確認ってなに? アカウント登録される方 利用申請・補助申請される方 よくあるお問い合わせ 各種資料ダウンロード

オンライン資格確認利用・補助申請をするには、アカウント登録が必要です。
初めてご利用になる方 (アカウント登録)
すでにアカウントをお持ちの方はログイン

▼ まずはここをご覧ください
① 領域付きカードリーダーカタログ
利用申請・補助申請される方 Application for use and assistance
初めてオンライン資格確認利用・補助申請をするには、アカウント登録が必要です。
まずは[利用申請・補助申請の流れ](#)をご覧ください。

1. 領域付きカードリーダー申し込み 2. オンライン資格確認利用申請 3. 電子証明書発行申請
4. オンライン資格確認申請補助会申請 5. 電子カルテ標準化関係補助金申請 6. オンライン請求利用申請

よくあるお問い合わせ(FAQ)
Frequently Asked Questions
Q. 質問を入力 FAQ検索
1. 領域付きカードリーダー申し込みについて 2. オンライン資格確認申請補助金申請について 3. オンライン資格確認利用申請について
4. 電子証明書発行申請について 5. オンライン請求ネットワーク関連情報について 6. 電子カルテ標準化関係補助会申請について
7. オンライン請求利用申請について 8. 当サイトご利用手順について 9. その他お問い合わせ

アカウント登録でできること

- 最新情報をメールでお知らせ
- 顔認証付きカードリーダー申込
- オンライン資格確認利用申請
- 補助金申請

ポータルサイト開設
1ヶ月で登録数
35,000ユーザー突破！

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

オンライン資格確認 検索



お問合せ先：医療情報化支援基金

contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

☎ 0800-8007121 (通話無料)

平日 9:00~17:00

※ お電話でのお問合せは、混み合うことがあります。
メールでのお問合せを推奨します。

顔認証付きカードリーダーの申込受付が始まりました。（8月7日～）

医療機関等向けポータルサイトで、導入したい機種を選んでお申し込み下さい。

顔認証付きカードリーダーの申込や各種申請と共に、必要機器の導入やシステム・ネットワークの改修が必要です。各ベンダにお問い合わせ下さい。



株式会社
富士通マーケティング



パナソニック システム
ソリューションズ ジャパン
株式会社



株式会社アルメックス

顔認証付きカードリーダーの
カタログページはこちら



レセプトコンピュータ等の改修・ オンライン資格確認端末等の導入 相談先

現在、使用しているレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の事業者へ参加のための作業や費用等をご相談ください。

ネットワーク構成の変更 相談先

現在、使用しているレセプトオンライン請求のネットワークの事業者へ参加のための作業や費用等をご相談ください。

6 オンライン資格確認の今後

オンライン資格確認は今後のデータヘルスの基盤となります

今後拡大予定の機能

- 現在全国の医療機関・薬局で確認できる情報は、薬剤情報・特定健診情報のみですが、対象となる情報を拡大します。（令和4年夏を目標）手術、移植、透析、医療機関名といった項目が対象となる予定です。
- オンライン資格確認等システムを基盤とし、電子処方箋の仕組みを構築します。（令和4年夏を目標）紙の受け渡しが不要になり、薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）が可能となります。
- 閲覧・活用できる健診等を拡大します。（令和4年度早期）
- 現在対象になっていない生活保護受給者の医療券も対象にする（令和5年度中）など順次対象を広げていきます。
- モバイル端末でのオンライン資格確認も検討しています。（令和2年度研究事業）



オンライン資格確認には以下の特徴があり、データヘルスの基盤となっていきます。

- ① 全国の医療機関・薬局と安全かつ常時接続されています
- ② 医療情報を個人ごとに管理しており、本人の情報を確実に得ることができます
- ③ 患者の同意を確実にかつ電子的に得ることができます

7. Q&A

<1. オンライン資格確認とは>

Question

Q. オンライン資格確認を導入したら、患者はマイナンバーカードがないと受診できないのですか？

Answer

A. 健康保険証でも受診できます。

薬剤情報等を踏まえた診療を受けたい患者はマイナンバーカードが必要です。

Q. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

A. 医療機関・薬局において患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。

オンライン資格確認では、マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

Q. 医療機関・薬局内のレセプトコンピュータ等の情報を支払基金・国保中央会が閲覧できるようになるのですか？

A. オンライン資格確認は、支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組みです。

支払基金・国保中央会が、医療機関・薬局の診療情報等を閲覧したり、取得することはできません。

7. Q&A

<1. オンライン資格確認とは>

Question

Q. オンライン資格確認は必ず導入しなければいけませんか？

Answer

A. 資格の確認を確実に行なうことは保険制度の基本です。
また、レセプト返戻の削減、事務の効率化、薬剤情報等の閲覧、災害への備えとして導入をご検討ください。
今後、マイナンバーカードを健康保険証として持参する患者が増えますので、全ての患者が診療等を受けられるよう導入の検討をお願いします。

Q. 患者はマイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用できるのでしょうか？

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ患者がマイナポータルで保険証利用の申込をすることが必要です。
なお、保険証利用の申込をしていない患者が受診した場合には、医療機関・薬局の窓口において、顔認証付きカードリーダーで簡単に保険証の利用登録ができます。

7. Q&A

<2. 医療機関・薬局で変わること>

Question

Q. マイナンバーカードの取扱いで
気をつけるべきことはありますか？

Answer

A. 医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。
患者においては、顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダーに置いていただく、汎用カードリーダーの場合はカードリーダーにかざすとともに受付職員に見せていただきます。

Q. 患者がマイナンバーカードを忘れたらどのようにしたらよいですか？

A. 現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。
もし、患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証によるオンライン資格確認を実施してください。

Q. 医療機関・薬局でマイナンバーカードが健康保険証として使えることを、どのように患者さんに伝えたらよいですか？

A. マイナンバーカードでのオンライン資格確認が利用できることのポスター等を準備し、医療機関・薬局に送付させていただきます。

7. Q&A

<3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用目安>

Question

Q. オンライン資格確認を開始するためには、何をすれば良いですか？

A. 支払基金ポータルサイトから、支払基金に利用の申込みをしていただく必要があります。手続きの内容・方法については、ポータルサイトにアカウント登録いただければ、順次必要なお知らせをします。併せて、システムベンダ等に改修費用の見積を依頼してください。

Q. オンライン資格確認のためのシステム改修に関して、補助申請を行う時期はいつ頃ですか？

A. システム改修後、オンライン資格確認の導入準備が完了した後に、支払基金に補助申請を行っていただくことになりますので、医療機関・薬局における導入作業後である11月以降となります。（事前申請ではなく、精算払いとなります。）

Q. レセプトのオンライン請求を利用ていませんが、オンライン資格確認を始めることはできますか？

A. オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能です。オンライン資格確認を行うために回線環境の導入をした場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助対象となります。

参考：マイナンバーカードと健康保険証

券面

マイナンバーカード

表面



裏面



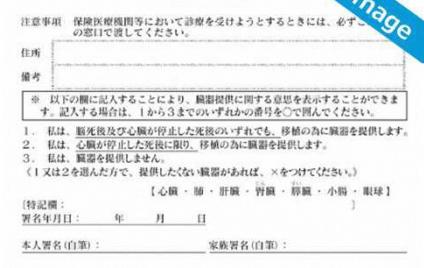
健康保険証

表面



image

裏面



image

氏名（漢字）

氏名（漢字）

氏名（漢字）

住所記入欄

生年月日※1

個人番号（12桁）

フリガナ※4

備考記入欄※2

性別

生年月日※1

生年月日

臓器提供意思表示欄

住所

二次元コード（個人番号）

性別

顔写真

磁気ストライプ（自治体で使用）

被保険者証記号（7・8桁）・
番号・枝番（2桁）

電子証明書の有効期限（西暦）

ICチップ※3

資格取得年月日

製造番号（16桁）

事業所名称※4

セキュリティコード（4桁）

保険者番号（6～8桁）

サインパネル領域※2

保険者名称

臓器提供意思表示欄

保険者所在地

被保険者氏名（被扶養者のみ記載）

凡例

記載項目

健康保険証のみの記載項目

※1 日本人は和暦、在日外国人は西暦

※2 券面の情報に修正が生じた場合、その新しい情報を記載（引越した際の新住所など）

※3 ICチップに記録される情報は以下

- ①券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真など）
- ②総務省令で定める事項（公的個人認証に係る「電子証明書」等）
- ③市町村が条例で定めた事項等

※4 保険者により記載有無は異なる